

**令和8年度一般会計における引上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる
社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費**

(歳入)

地方消費税交付金(社会保障財源化分) 46,364 千円

(歳出)

社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 828,469 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位:千円)

事業区分		対象経費	財源内訳		
			特定財源	一般財源	
				地方消費税交付金(社会保障財源化分)	その他
社会福祉	社会福祉事業	249,950	178,077	6,803	65,070
	老人福祉事業	27,178	16,192	1,040	9,946
	児童福祉事業	165,679	73,885	8,689	83,105
社会保険	国民健康保険事業	60,862	20,920	3,781	36,161
	後期高齢者医療事業	138,354	22,624	10,955	104,775
	介護保険事業	139,452	4,353	12,788	122,311
保健衛生	保健衛生事業	21,043	16,789	403	3,851
	疾病予防事業	25,951	5,828	1,905	18,218
合 計		828,469	338,668	46,364	443,437

平成26年4月1日から消費税(国・地方)が5%から8%に引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増額分について、その用途を明確化するとともに、社会保障施策に要する経費に充てることとされています。また、令和元年10月1日から消費税が8%から10%に引き上げられたことに伴う地方消費税交付金の増額分についても、社会保障の充実に要する経費に充てることとされています。